

○国土交通省告示第八百九十三号
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第一項及び同条第二項において準用する第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

| | | | |
|---|---|-----------------------------|-----------------------------|
| (準特定地域) | | (準特定地域) | |
| <p>第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p> | | | |
| 地方運輸局長 | 営業区域 | 期 間 | |
| 一 北海道運輸局長 | 「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「苫小牧交通圏」及び「北見交通圏」 | 平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで | |
| (略) | (略) | (略) | |
| 三 関東運輸局長 | (略) | (略) | 平成二十九年十月一日から平成三十一年九月二十日まで |
| (略) | | (略) | |
| 地方運輸局長 | 営業区域 | 期 間 | |
| 一 北海道運輸局長 | 「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「苫小牧交通圏」、「釧路交通圏」、「帯広交通圏」及び「北見交通圏」 | 平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで | |
| (略) | (略) | (略) | |
| 三 関東運輸局長 | (略) | (略) | 平成二十六年十月三十一日から平成二十九年九月三十日まで |
| (略) | | (略) | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|------------|
| <p>四 北陸信越運輸局長</p> | <p>〔長岡交通圏〕、〔上越交通圏〕、〔新発田市A〕、〔柏崎市A〕、〔高岡・水見交通圏〕、〔砺波市B・南砺市〕、〔南加賀交通圏〕、〔松本交通圏〕、〔上田市A〕及び〔飯田市A〕</p> | <p>平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで</p> | <p>〔略〕</p> |
| <p>五 中部運輸局長</p> | <p>〔知多交通圏〕、〔尾張北部交通圏〕、〔西三河北部交通圏〕、〔西三河南部交通圏〕、〔静岡交通圏〕、〔富士・富士宮交通圏〕、〔沼津・三島交通圏〕、〔浜松交通圏〕、〔磐田・掛川交通圏〕、〔藤枝・焼津交通圏〕、〔大垣交通圏〕、〔高山交通圏〕、〔美濃・可児交通圏〕、〔東濃東部交通圏〕、〔津交通圏〕、〔福井交通圏〕及び〔武生交通圏〕</p> | <p>平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで</p> | <p>〔略〕</p> |
| <p>六 近畿運輸局長</p> | <p>〔伊豆交通圏〕</p> | <p>平成二十八年十月一日から平成三十一年九月三十日まで</p> | <p>〔略〕</p> |
| <p>〔尾張西部交通圏〕、〔東三河南部交通圏〕及び〔松阪交通圏〕</p> | <p>〔北摂交通圏〕、〔河北交通圏〕、〔河南B交通圏〕、〔河南交通圏〕、〔京都市域交通圏〕、〔東播磨交通圏〕、〔生駒交通圏〕、〔中部交通圏(奈良県)〕、〔大津市域交通圏〕、〔湖南交通圏〕、〔中部交通圏(滋賀県)〕、〔湖東交通圏〕及び〔和歌山市域交通圏〕</p> | <p>平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで</p> | <p>〔略〕</p> |
| <p>四 北陸信越運輸局長</p> | <p>〔長岡交通圏〕、〔上越交通圏〕、〔三条市A〕、〔新発田市A〕、〔柏崎市A〕、〔高岡・水見交通圏〕、〔砺波市B・南砺市〕、〔南加賀交通圏〕、〔松本交通圏〕、〔上田市A〕及び〔飯田市A〕</p> | <p>平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで</p> | <p>〔略〕</p> |
| <p>五 中部運輸局長</p> | <p>〔名古屋交通圏〕、〔知多交通圏〕、〔尾張北部交通圏〕、〔西三河北部交通圏〕、〔西三河南部交通圏〕、〔静岡交通圏〕、〔富士・富士宮交通圏〕、〔沼津・三島交通圏〕、〔浜松交通圏〕、〔磐田・掛川交通圏〕、〔藤枝・焼津交通圏〕、〔大垣交通圏〕、〔高山交通圏〕、〔美濃・可児交通圏〕、〔東濃東部交通圏〕、〔津交通圏〕、〔福井交通圏〕及び〔武生交通圏〕</p> | <p>平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで</p> | <p>〔略〕</p> |
| <p>六 近畿運輸局長</p> | <p>〔伊豆交通圏〕</p> | <p>平成二十八年十月一日から平成三十一年九月三十日まで</p> | <p>〔略〕</p> |
| <p>〔北摂交通圏〕、〔河北交通圏〕、〔河南B交通圏〕、〔河南交通圏〕、〔京都市域交通圏〕、〔東播磨交通圏〕、〔生駒交通圏〕、〔中部交通圏(奈良県)〕、〔大津市域交通圏〕、〔湖南交通圏〕、〔中部交通圏(滋賀県)〕、〔湖東交通圏〕及び〔和歌山市域交通圏〕</p> | <p>〔略〕</p> | <p>〔略〕</p> | <p>〔略〕</p> |

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。